

昨年はリーマン・ショックでどんと落ちていますから、これはちょっとおいておくにしても、基本的に五百万台で、国内販売台数は横ばいなんですね。

そうすると、横ばいにしても、一貫して国内需要は縮小してきているわけなんですが、EVなどが開発されたとしても、自動車全体として見れば、国内では販売台数に大きな伸びというのは余り期待はされない。自動車需要は全体として大体五百万台どまりになるんではないかと思われるんですが、国内の販売予測が変わつてくるのかどうかを伺つておきます。

○平工政府参考人 かなり先の話でございますので、一概に、正確に見通すということはなかなか難しいと考えておりますけれども、委員御指摘のように、今後、人口の少子高齢化が進んでいきますと、ある程度市場が成熟化してくるというふうに考えております。

○吉井委員 一方 輸出の方なんですか 一九九〇年の五百八十一万台が、二〇〇〇年には四百四十五万台に一度減ったんですけれども、しかし、二〇〇八年で六百七十二万台へと伸びたわけです。これもリーマン・ショックで二〇〇九年はちょっとと例外的に見なきやいけないと思うんですね。

ところが、海外生産の方は、これはいただいた
データの中に九〇年が入っていないなかたので九一
年で見ますと、二百九十七万台が、二〇〇〇年に
は六百二十八万台、二〇〇八年には千百六十三万台
ですから、二〇〇〇年に比べても八年間で約二
倍、海外で千百六十三万台、ほんとふえておるわ
けですね。これもリーマン・ショックを受けてい
ますが、それでも千十一万台と若干減ったぐら
いでとどまっているわけです。

2

の中には縮り込まれていると考へてゐるというふうに思つております。

てくるというふうに思っています。

これは、いたいたい資料を見ると、荏原製作所とかJFEエンジニアリングとか、大企業ばかりですよ。

今、吉井議員が御指摘の部分も今回の法案の発想の中には織り込まれていると考えていいというふうに

の基盤を日本に置いていくことにつながつてくるというふうに思っています。

○吉井委員 省エネ型ボイラー云々というのは、これは、いただいた資料を見ると、荏原製作所と

日本国内において開発や製造を行う取り組みに限定をされるものと解釈されるというふうに思つております。

例えば、先ほど来御議論のハイブリッド車を例に挙げましても、開発それから量産化の進行過程ではやはり日本国内で生産をされていったというふうに思つていまして、そういうつた高性能あるいは高品質の商品の生産基盤を日本でどのように確保していくかということが最も重要な課題になるのではないかというふうに思つております。

指定法人は、この法律上は需要開拓支援法人といふことでございまして、公的な保険を付与することによりまして、リース会社から、主として中小企業、先ほど委員御指摘の中小企業における高効率のボイラーダとか、こうした形で低炭素型の設備投資をしやすくする、そういう支援事業を行なう法人としてこの法律で指定をするということを

趣旨は、エネルギー環境適合製品の開発や製造事業の促進を図ることにより、我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的にいたしております。この目的からすれば、

ノ経済の時代でありますから、日本は自らの資源を活用して、やはり外国で生産することが難しい新しい技術や新しい性能の商品を開発して生産していくこと、いうことが一番重要なポイントになるのではない かと思います。

○松永政府参考人 お答え申し上げます。
具体的に指定法人を考えて一休何をやらせようとしているのか、これは政府参考人に伺つておきます。

全体がどういうふうに変化していくのかというところは今議論もしております、これから先のことでも見きわめていきたいというふうに思つております。

を法律にきちんとどうしたわないと、それは空洞化を止められないんじゃないですか。

いていて、例えばトヨタでいえば、トヨタファイナンスというリース会社があり、あいおい損保がついている。事故が起つても、もともと損保会社がついていて、特に政府が支援しないとやつて

大臣はお考えにならないのかどうか、伺います。
○直嶋国務大臣 なかなか先の見通しが難しい中
での御議論で、今後とも、今それぞれ政府委員の方
からも説明させていただきましたが、私ども

るということを法目的に書いてあるというのがあなたの答弁でした。しかし、これでは産業空洞化を防止するというふうに読み取ることはできないんですね。空洞化をとめるために、どういう条文

普及を考えた場合に、現実に自動車メーカーと電機メーカーが組んで電池開発を行つてゐるというものはこの表に載せたとおりですが、自動車にも電機メーカーにもリース会社が既にあります。そこ

か選手さまで、国内の雇用とか、中小企業とか、あるいは税なり社会保障なりの形で、内需を拡大する方に結びついていくようにする、やはりそういう条項というものが、法律上条文が必要だと田うんですが、そういうものが必要だというふう

は、これは国民の税を投して応援したんだけれども、しかし産業としては空洞化を食いとめることはできないということになるわけですね。

その点で、第一条に、この間大臣は、我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与すること

商業はテニスラバハイドリの中に落とさなければいけないというので、これはさっぱり話にならないと思うんです。

低炭素投資による成果が国内産業の発展につながるとは言えないということになってしまいますね。そこで、直嶋大臣に伺つておきたいのは、やはり国内産業として役割を果たさせるということですね。仮に外需でもううても、大きく国内へそぞろ

業はどんどん空洞化しているんです。

法人税減税じゃなくて、逆に、もうけた分を法人税という形で還元するとか、やはりそういうことをきちんとやっていかなかつたら、せつから税金を出してやつたんだけれども、海外で個々の企業は多国籍企業としてもうけているけれども、国内

1

る際、大手損保会社の参入例はあるが、不況で事故が多発し採算がとれず、民間が安定してやつては困難だと言っていたのに、もうなくしてしまったわけですね。この制度は、それを今度は国が面倒を見るということですから、結局これは大企業補助ということになつてくるじゃないかということを言わなきゃならぬと思うんです。

ス会社があり、さらにあいおい損保があるような
こういう形で、リスクに十分民間で対応できるの
に國の方で面倒を見ていくこうというところに、私
はこの法律の性格というのは、かなりゆがみを指
摘しなきやいけないと私は思います。
時間が大分たつてまいりましたので、最後に、
技術集積を守る問題について、まず伺つておきた
いと思うんです。
昨年の、自民党政権時代の五月二十二日の経産
委員会で、当時の二階大臣に質問したのは、今度

の集積を確保するということは最も重要なことの一つだというふうに思つていて、そのためには、さまざまな政策といいますか、国がやらなければいけないことも積極的に展開をしてきたつもりでございます。今御指摘がございました点も、今後、私ども、実態もよく見きわめながら、政策にどう生かしていくかということは考えていただきたいというふうに思つています。

ただ、このリースの問題も、私ども聞いていますと、リース物件そのものも、やはりたら引き出す、

いろいろ名前は変わりましたけれども、要するに中小企業活性化のための補助金などを使って、基盤的技術の集積地の集積の技術が失われないように中小企業庁としてはいろいろ取り組んでこられたのは私も知っていますが、やはり今の時代に、産業技術基盤集積を守るという上では、中小企業盤整備機構などの、これが事業仕分けで高度化事業の縮減だと財源の国庫返納などで後退してしまっては大変なことで、やはり今こそ特別の努力が中小企業庁には求められると思うんです。

から、そこで、バッテリーを外して、バッテリーの方だけはリース会社が貸し出しをする形にするなど、内燃機関の自動車よりも安く売れるということもあり、普及しやすいというビジネスモデルが生まれてくることはあり得るわけですね。リース会社が一定数の自動車を買い上げれば、メーカーの方も確実な生産計画を見認める。

の中小企業白書でも書かれている基盤的技術の集積地を守る問題でした。貸し工場の家賃や機械のローン、リース代金など、固定費が出ないほど登録がストップしたり、単価たたきが行われている現実を指摘して、これを許してはものづくりの基盤をなしている日本の技術集積地が崩壊するということを訴えました。当時の二階大臣も、甚

揚げても高く売れるわけではありませんし、次の借り手が見つかるわけでもありませんので、これはリース先とリースを出している側も含めて、先般も手紙でお願いをいたしましたが、双方話し合ひの余地があるというふうに思つていまして、基本的には、それぞれの経済合理性の判断の中で探らしく一つ一つのことは解決がされていくのではないか

この点については中小企業庁の長官に、そして先ほどの点については大臣に伺つておきたいと思います。

○平工政府参考人 まず、前半の機械類信用保険の場合は、リース会社のリスクを国が面倒を見よう、こういうことにしてはなつてくるんじやないですか。

盤的技術の集積地をこのような経済危機のときになると答弁して、経産省として、昨年五月末には大田区、六月初めに東大阪へ調査を行つて、守らなかつたら何のための中小企業庁かといううところには大田区、六月初めに東大阪へ調査を行つて、

いかというふうに思っています。
いずれにしても、大変厳しい状況の中で頑張つ
ておられる中小企業の皆さんを支えるために、私
どもとしてはできる限りのことを精いっぱい今や
させていただいているということでございます。
○吉井委員 これにつきましては、実は、大田区
など自治体段階でも、例えば大田区では、機械等
の購入費、借用費も可能とする直接補助制度とい
うのを実際に行って、それで、業者の方のアン
ケートでも七割の方が非常に助かっているとい
うふうに思っています。

上げませんけれども、直接つかり集積を支援しろという法律が三本ございます。したがつて、国策だということをございます。

ものづくりにつきましては、特に、自治体との分担もございますので、私どもの方といたしましては、ものづくり補助金さらには高度の技術開発を試みます中小企業の委託費、これは現政権で予算を倍増いたしまして、大変貴重な財源を押さえ、大臣のリーダーシップで、現在それを執行しているところでございます。

たた 平成十三年の特殊法人等改革におきまして、機械類信用保険に関する問題は、機械類に係るリース市場の急拡大及びその中における機械類の利用保険の利用割合の低下等にかんがみまして、当時については、呆然と見てはいたが、この問題を

ス業者への協力要請の通知は出ました。
このリース料の支払い猶予について、業者の方
たちから要望書が出ています。支払い猶予をして
も高い遅延損害金や滞滯利息を求めるないこと、合
意による返却料金の支払いを認められないこと、

固定費といいますと、家賃とか、あるいは土地代もそうですが、機械のローンなりリースなり、やはり直接補助を行うことでこの不況の時期を乗り越えていく、そういう点について、本当に頑張っている中小企業の基礎的技術の集積地を発展させる、こういうことを大臣には特にやつていたらしく必要があるというふうに思うわけです。この点についての大臣の決意を伺つておきたい。

もう一つ、中小企業庁長官に、中小企業基盤整備機構が行つてきた、その時々に、特定中小企業集積活性化法とか地域産業集積活性化法とかいろいろ

機構のお話がございましたけれども、機構も特に土地の利用の高度化等々に絡みまして支援策をやつてまいりましたので、今般、御指摘ございました中小企業白書の中で、大田区それから東大阪、特に取り上げるという大臣の御指示もございまして、現状を分析し、今後せひともこの重要性をふさわしい政策を遂行してまいりたいと思つております。

もう一つ、中小企業部長官に、中小企業基盤整備機構が行ってきた、その時々に、特定中小企業集積活性化法とか地域産業集積活性化法とかいろいろ

えさせていただきましたが、やはり日本におけるものづくり産業の強さは、中小企業のつくる部品や素材があつてのものだというふうに思つております。

